

滋慶医療科学大学における研究者および研究支援者の行動規範

滋慶医療科学大学（以下、「本学」という。）において、研究活動を行うすべての者（以下、「研究者」という。）および研究者の研究活動を支援する事務職員等（以下、「研究支援者」という。）は、学問の自由の下に、権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により真理を追究する権利を享受するとともに、専門家として社会の信頼に応える重大な責務を有している。特に、研究活動とその成果が社会に多大な影響を与える現代において、研究者および研究支援者は、常に倫理的な判断をし行動することが求められている。

これらの認識の下に、本学は教育・研究機関として、学術研究の信頼性および公正性を確保しつつ、社会から信頼と尊敬を得るために、ここに本学の研究者および研究支援者が遵守すべき学術研究の行動規範を定める。

（研究者の責任）

1. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の行動）

2. 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。また、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（研究資金の使用）

3. 研究者および研究支援者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成に向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、こうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚し、研究費の適正な執行に努める。

（説明と公開）

4. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（研究成果の利用の両義性）

5. 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

（研究活動）

6. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、濫用などの不正行為を行わず、また加担しない。学生が不利益を被らないよう十分に配慮する。

(研究環境の整備および教育啓発の徹底)

7. 研究者および研究支援者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティおよび本学の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために研究倫理教育を徹底し、社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

8. 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。また、人間および動物を対象とした研究を行うにあたっては、倫理的な配慮を怠らない。

(他者との関係)

9. 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(社会との対話)

10. 研究者および研究支援者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。

(科学的助言)

11. 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が社会に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性および見解の多様性について明確に説明する。

(法令の遵守)

12. 研究者および研究支援者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則等（別表）を遵守する。

(差別の排除)

13. 研究者および研究支援者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人

の自由と人格を尊重し、ハラスメントのない状態を確保する。

(利益相反)

1 4. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

この行動規範は、平成 26 年 4 月 1 日から運用する。

この行動規範は、平成 27 年 4 月 1 日から改正運用する。

この行動規範は、平成 31 (2019) 年 3 月 13 日から改正運用する。

この行動規範は、2021 年 4 月 1 日から改正運用する。

【別 表】

関係法令・関係規則
研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）
研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年 12 月 22 日文部科学省・厚生労働省告示、平成 29 年 2 月 28 日改正）
個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 61 号、平成 28 年 5 月 27 日最終改正）
滋慶医療科学大学における研究者および研究支援者の行動規範
滋慶医療科学大学 利益相反ポリシー
滋慶医療科学大学における公的研究費の適正管理及び不正使用防止に関する規程
滋慶医療科学大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
滋慶医療科学大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則
滋慶医療科学大学における研究活動不正行為等防止規程
滋慶医療科学大学 教職員就業規則
滋慶医療科学大学 旅費規程
滋慶医療科学大学 個人情報保護基本規程
滋慶医療科学大学 ハラスメント防止規程
学校法人大阪滋慶学園 事務組織規則
学校法人大阪滋慶学園 業務委任規則
学校法人大阪滋慶学園 業務決裁規則
学校法人大阪滋慶学園 公益通報等に関する規則
学校法人大阪滋慶学園 経理規則
学校法人大阪滋慶学園 固定資産及び物品調達規則
学校法人大阪滋慶学園 固定資産及び物品管理規則
学校法人大阪滋慶学園 内部監査規則
学校法人大阪滋慶学園 監事監査規則
学校法人大阪滋慶学園 職員懲戒規則